

木材を有効活用しよう！

# 伐採した立木を買い取ります

花巻市森林組合と花巻バイオチップ(株)では、松くい虫被害木や地域資源の有効活用を促進させるため、**針葉樹**を対象に市内に2か所の搬入場所を設置して**小口での木材買い取り**を始めました。

買い取り対象：市内で伐採した針葉樹

(間伐材、屋敷林を伐採した木、松くい虫被害木など)

## 木材買い取り制度の概要

### ◆木材搬入受け入れ日時

平成 29 年 10 月 25 日 (水)、11 月 8 日 (水)・22 日 (水)、12 月 13 日 (水)・27 日 (水)  
午前 10 時～午後 3 時まで

※平成 30 年 1 月以降の受け入れ日は決定次第お知らせします。

### ◆木材搬入場所

花巻ステーション

[花巻バイオチップ(株)中根子貯木場：花巻市中根子字貳拾貳神明 4-10]

大迫ステーション

[(株)大迫生コン：花巻市大迫町大迫第 1 地割 4]

### ◆1 t あたりの買い取り単価

区分	間伐材・保安林・森林経営計画材	それ以外
針葉樹全般	5,000円	4,000円
松くい虫被害木	5,000円 (本来単価 4,200 円 + 市補助 800 円)	4,000円 (本来単価 3,000 + 市補助 1,000 円)

※別途、取扱手数料がかかります。

### 【木材を搬入するには次の要件を満たす必要があります】

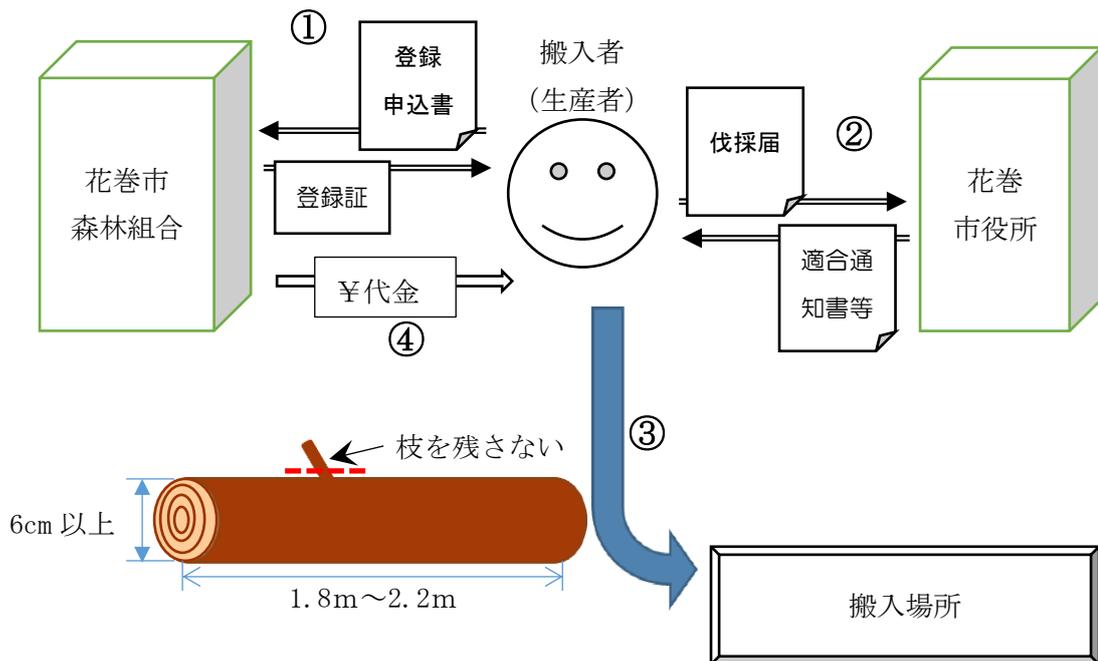
- ・搬入する方と使用する車 (4 t トラック以下まで) の事前登録が必要です。花巻市森林組合にお申し込みください。
- ・搬入可能な木材は、針葉樹で伐採後 1 年以内のものであり、末口径が 6cm 以上かつ長さ 1.8m~2.2mの枝払いしたものに限ります。
- ・松くい虫被害木は、10月から翌年5月までを受け入れ期間とし、“針葉が褐変した状態”までを受け入れ対象とします。

※県の「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により、アカマツの伐採期間は 10 月から 5 月までと制限されていますので、注意してください。

- ・搬入場所では、係員の指示に従って指定の場所へ搬入者が荷下ろしして下さい。

手続きについては裏面をご覧ください。

## ★手続きの流れ



- ①花巻市森林組合に登録を申し込み、登録証をもらう。
  - ②木を伐採する前に花巻市役所へ伐採及び伐採後の造林の届出（伐採届）を提出し、適合通知書等をもろう\*<sup>1</sup>。
  - ③木を伐採して規格のとおりにより造材し、登録証と適合通知等を持って搬入する（松くい虫被害木の場合は松くい虫被害木の処理期限に関する通知書\*<sup>2</sup>も提出する）。搬入場所で計量して荷下ろしする。
  - ④搬入重量を月締めで集計し、花巻市森林組合から代金が支払われる。
- …あとは②～④の繰り返し…

\* 1・・・表面に記載した単価で買い取るためには、発電利用に供する木質バイオマスの証明が必要です。「伐採及び伐採後の造林の届出」を市に提出することで、その証明書の代わりとして使用できる適合通知書等がもらえます。

\* 2・・・県が定めた松くい虫被害木の利用ガイドラインにより、受け入れ工場に対し、被害木であることを通知し、通知書の写しを花巻農林振興センターに提出しなければなりません。様式等についてはガイドラインをご覧ください。

問い合わせ先

花巻市森林組合 花巻市若葉町 3 丁目 16-23 TEL0198-23-5187